5職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員の勤務成績が良くない場合や心身の故障がある場合など、一定の事由により職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持向上と適正な運営の確保を目的として行われる不利益処分で、免職、降任、休職および降給があります。

令和元年度に分限処分を受けた職員は、心身の故障による休職が9人、 刑事事件に関し起訴された場合による休職が1人となっています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、法令等の違反があった職員の道義的責任を追及し、公務の 規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分で、免職、停 職、減給および戒告があります。

令和元年度に懲戒処分を受けた職員は、信用失墜行為による免職が 1 人、 指導上の措置による減給が 2 人、戒告が 2 人、公務外非行による減給が 1 人、職務専念義務違反による戒告が 2 人となっています。